

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 523 1079 576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～9 [略]</p> <p>10 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	[略]	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 523 2087 576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～9 [略]</p> <p>10 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。